

宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例

条例の目的

- 1 障害者への配慮と支援の必要性を啓発する
- 2 障害者へのコミュニケーション支援に関する基本事項を明確化する
 - 基本理念 ●市の責務 ●市民の役割 ●事業者の役割 ●施策の推進方針



障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用ができるような環境を構築し、障害のある人もない人もすべての市民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現する。

基本理念

- 1 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行う権利は、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を活用することにより、最大限に尊重されなければならない。
- 2 障害のある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人が相互に違いを理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。



責務・役割

市の責務

- コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する施策を推進
 - 障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報保障と合理的配慮に関する施策を推進
- ※施策の推進にあたっては、国、県その他関係機関と連携を図る

市民の役割

- 障害のある人もない人も、市が推進する施策に協力するよう努める

事業者の役割

- 障害のある人が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するよう努める
- 市が推進する施策に協力するよう努める

施策の推進方針

1 市民に、障害のある人とコミュニケーション手段の意義について理解促進を図る

<内容> 市民、地域、店舗等の事業者、市民活動団体等に向けた啓発活動の実施と、障害者理解講座への助成金の交付

2 障害のある人がコミュニケーション手段を利用しやすい支援環境の整備

<内容> コミュニケーション支援活動の環境整備（ボランティア団体の備品整備等）、コミュニケーション支援嘱託職員による支援

3 コミュニケーション支援者の確保、養成

<内容> 手話、音訳、点字等のボランティア養成事業の充実（養成講座受講の促進とスキルアップの取り組み）

4 事業者への啓発と配慮の取り組みの促進

<内容> 支援方法、障害者との接し方などの情報発信（啓発）
コミュニケーション支援嘱託職員による支援
民間事業者へのコミュニケーション支援助成金の交付

5 教育機関における障害者理解の促進と、障害のある児童生徒等へ適切なコミュニケーション手段を活用した学習や生活支援の実施

<内容> 幼児教育から高等教育機関まで、障害者理解の促進
宇部市立学校対応要領等に基づいた学習と生活の支援
高等教育機関等における適切な支援の実施を促進

6 移動等の社会的障壁（支援を受ける際のバリア）を除去する施策の実施

<内容> 公共施設、民間施設のバリアフリー化の促進
移動支援の充実 など